

件名	外国人の扶養親族の透明化と更なる改善を求める意見書の提出に関する陳情			
提出者 住所氏名	埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松 N			
受理年月日	平成27年12月2日	受理番号	第18号	
<p>要旨</p> <p>今後も地方公共団体が存続し、若い世代が希望を持ちながら就労及び納税できるよう、下記事項について、国に対し、意見書を提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 外国人等の扶養控除等をはじめとする税制優遇措置において、国外扶養親族の定義を明確化すること。 外国人等の所得控除等をはじめとする税制優遇措置において、所得の審査をより一層厳格化すること。 現在検討されている、外国人等の所得控除等をはじめとする税制優遇措置における、所得の審査の厳格化で相当程度懸念される、地方公共団体職員への法定受託事務上の著しく不当かつ過剰な負担及び責任の転嫁を防止すること。 <p>(理由)</p> <p>国外に親族を持つ外国人又は外国人を配偶者とする者は、日本の扶養制度と無関係な国外扶養親族を、日本人のみの世帯と比較し無尽蔵に申請でき、簡単に非課税世帯となっています。これにより、担税力又は生活実態にそぐわない形での課税の不公平が生じています。</p> <p>厳格に徴税又は課税される日本人のみの世帯と外国人を含む世帯との格差が大きく、日本人のワーキングプアの大きな要因となっています。</p> <p>かねてより、困窮している地方財政を更に窮乏させているため、国の制度を抜本的に改善しなければなりません。</p> <p>これらのことは国の制度の瑕疵であり、地方公共団体では対処できません。</p> <p>以上の趣旨をご理解の上、上記事項の実現をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>				